



幼保無償化始まる

幼児教育・保育の無償化が10月から始まります。3から5歳児と市町村民税非課税世帯の0から2歳児の保育料などが無償になります。利用する施設やサービスにより、手続きの有無や無償化の範囲が異なります。

手続きの必要がなく、無償になるのは幼稚園や保育所、認定こども園の保育料や児童発達支援、保育所等訪問支援など障害児通所支援サービスの利用者負担です。障害児通所支援サービスの利用者には受給者証が届きます。受給者証を施設に提示するとサービスが無償になります。

幼稚園や認定こども園のいずれも保育事業、保育所や認定こども園の一時預かり事業、ファミリー・

サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、認可外保育施設の利用などは保育の必要性の認定を受けなければ利用料は無償になりません。認定事由に該当する人は保育の必要性の認定を受けてください。認定の申請書は9月17日（火）以降にこども未来課または社会福祉課の窓口、市公式サイトで取得できます。

保育の必要性の認定事由

- 就労（月48時間以上）
- 妊娠・出産
- 疾病・障がいなど
- 介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- その他家庭での保育が困難と認められる理由

無償化されるものされないもの
施設やサービスの利用料は無償になります。ただし、私立施設の主食費は異なる場合があります。また、第3子以降のすべての子どもと第1から第5階層に該当する世帯の子どもは副食費が免除されます。今までは子どもの数え方が認定区分や階層などで異なりましたが、市では18歳以下に統一されました。これにより免除対象範囲が広がりました。

2,000円、2号認定2,500円になります。ただし、私立施設の主食費は異なる場合があります。また、第3子以降のすべての子どもと第1から第5階層に該当する世帯の子どもは副食費が免除されます。今までは子どもの数え方が認定区分や階層などで異なりましたが、市では18歳以下に統一されました。これにより免除対象範囲が広がりました。

階層表（第1～5）

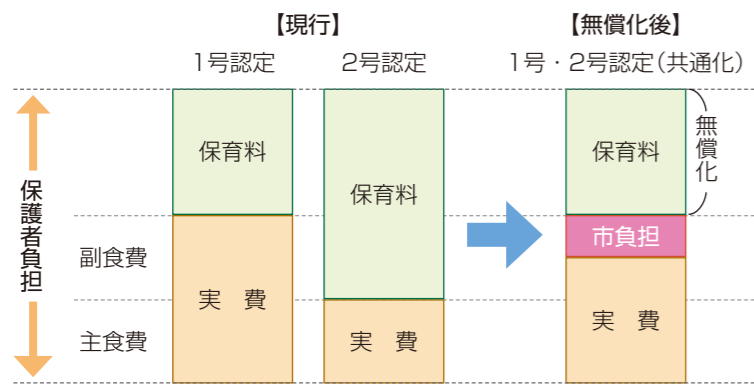
第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層
生活保護法による被保護世帯など	市町村民税非課税世帯	市町村民税の所得割額		
		48,600円未満	48,600円以上 57,700円未満	57,700円以上 77,101円未満

給食費の保護者負担額

認定区分	副食費	主食費	計
1号認定子ども (こども園幼稚園部)	1,700円	300円*	2,000円*
2号認定子ども (保育園、こども園保育園部)	2,000円	500円*	2,500円*

*私立施設は異なる場合あり

保護者負担のイメージ



市内のあずかり保育を月に10日利用した場合

- 月額基本利用料
7,000円
(7～8月は8,000円)
- 無償化額
10日×450円=4,500円
- 自己負担額
(月額基本利用料-無償化額)
2,500円
(7～8月は3,500円)

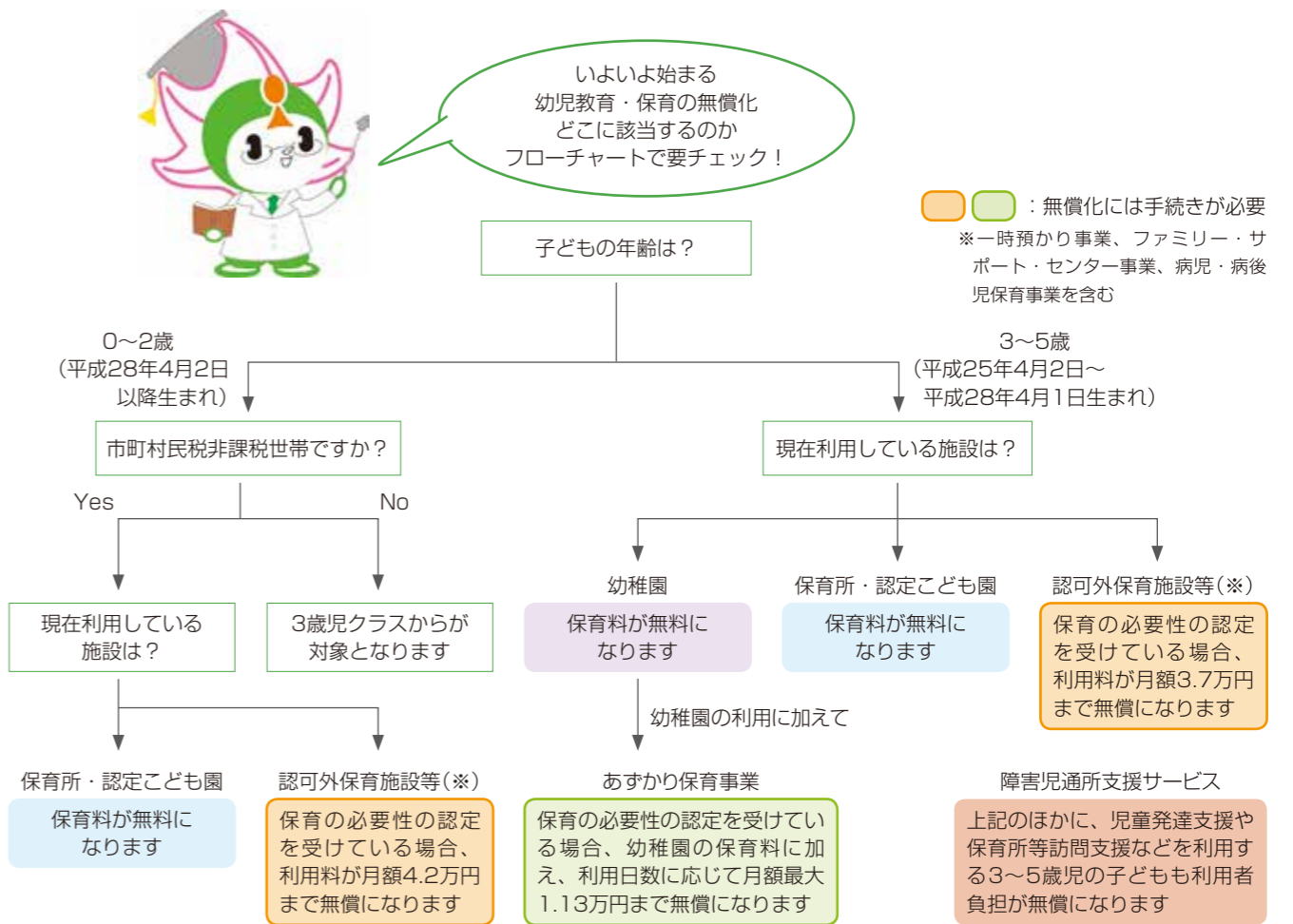
あずかり保育、一時預かり、ファミサポ、病児・病後児保育、認可外保育施設の無償化
サービスごとに無償化の範囲が異なります。一日利用料を支払った後、領収書の提出で無償化対象の費用が受け取れます。

あずかり保育事業の利用料は月ごとの利用日数に450円を乗じた額（最大11,300円）が無償化されます。利用日数によっては自己負担額が生じることがあります。あずかり保育を月10日利用した場合、無償化額は4,500円となり、月額基本利用料7,000円との差額2,500円が自己負担額となります。

無償化の上限額

3～5歳児	月額 37,000円
住民税非課税世帯の0～2歳児	月額 42,000円

一方、一時預かり事業やファミサポ、サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、認可外保育施設の利用料無償化の上限額は3から5歳児は月額37,000円、住民税非課税世帯の0から2歳児は月額42,000円です。ただし、ファミリー・サポート・センター事業の送迎のみの利用料は無償化対象外です。



○ ○ : 無償化には手続きが必要
※一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業を含む

障害児通所支援サービス
上記のほかに、児童発達支援や保育所等訪問支援などを利用する3～5歳児の子どもも利用者負担が無償になります

問 こども未来課
63-3114
ファミサポ、病児・病後児保育に関することは社会福祉課
63-3067
障害児通所支援サービスに関することは障害福祉課
63-3101